

# 一般競争入札公告

## 沖縄県土木建築部一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、一般競争入札（以下「入札」という。）を次のとおり実施する。

令和6年3月7日

沖縄県下水道事務所長 比嘉 久雄

### 1. 業務概要

- (1) 業務名称 自家用電気設備保安管理業務委託（R6）
- (2) 業務場所 ①那覇浄化センター及び各中継ポンプ場  
②宜野湾浄化センター及び各中継ポンプ場  
③具志川浄化センター及び各中継ポンプ場  
④西原浄化センター及び各中継ポンプ場
- (3) 業務内容 業務場所における電力設備の月次点検、精密点検及び臨時の対応を行う。  
その他詳細については、仕様書による。
- (4) 業務期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (5) 資格審査方法 事前審査型 ※入札参加資格の審査を開札前に行う。
- (6) その他 本業務は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約に定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度において当該契約にかかる歳入歳出予算について減額又は削減があった場合は、本契約を解除する。

### 2. 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 競争入札参加資格確認申請書の提出期限日から本業務の入札日までの間において、沖縄県の指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

(5) 入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。  
なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、  
沖縄県土木建築部競争入札心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

(ア) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(6) 電気事業法施行規則第52条の2に規定する電気主任技術者の外部委託先の要件を満たす法人であること。

(7) 沖縄県流域関連公共下水道を持つ市町村(那覇市、浦添市、豊見城市、南風原町、宜野湾市、沖縄市、北谷町、嘉手納町、北中城村、読谷村、うるま市、南城市、西原町、与那原町、中城村)に主たる営業所があること。

(8) 各浄化センターの業務を総括する業務責任者として、下記条件を全て満たす者を配置できること。

ア 電気主任技術者(第三種以上)の資格を有すること。

イ 平成25年4月1日以降に完了した自家用電気工作物の保安管理又は点検保守業務の業務実績を1件有すること。

ウ 過去3か月以上にわたり参加希望者と直接的な雇用関係を有すること。

(9) 電気工作物の故障等緊急時に24時間(休日含む)現場に1時間以内に到着し、迅速に対応できること。

(10) 過去10年以内に1年以上継続して、設備容量10,000kVA以上の電気工作物保安管理業

務の実績を有すること。

### 3. 申請書等の提出及び本入札参加資格の確認

本業務は、入札手続（入札書提出から落札者決定まで）を紙入札で行う。参加を希望する者は、次に掲げる書類を申請期間内に次の場所に提出し、本入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資格確認資料を提出しない者、並びに競争参加資格がないと判断された者は、本入札に参加することができない。

(1) 提出する書類

一般競争入札資格確認申請書（様式1）

※詳細は様式1を確認の事

(2) 申請書等の提出期間

令和6年3月7日（木）から令和6年3月14日（木）までの午前9時から12時、午後1時から5時の間（土曜、日曜及び祝日を除く）

(3) 申請書等の提出場所

〒901-2221

沖縄県宜野湾市伊佐3丁目12番1号 管理棟2階

沖縄県土木建築部下水道事務所 管理班（担当：吉野）

電話 098-898-5988

(4) 申請書等の提出方法

持参もしくは郵送（書留もしくは特定記録郵便による。ただし、不備等がある場合、申請期間内に補正しなければならない。）で提出すること。FAX及び電子メールによる提出は受け付けない。

(5) 提出部数

1部とする。

(6) 入札参加資格の確認結果通知

令和6年3月19日（火）（予定）までに電話及び書面により通知する。

(7) 資格の有効期間

この公告に基づき資格を取得してから契約締結日までとする。

(8) 資格審査申請事項の変更

入札参加の資格を有する者は、当該資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅延なく資格審査申請事項変更届出を提出しなければならない。

ア 商号または名称

イ 住所又は所在地、及び電話番号

ウ 氏名（法人にあたっては、代表者の氏名）

エ 使用印鑑

オ 法人にあつては資本金

(9) 資格の取り消し等

入札参加の資格を有する者が「2. 入札参加資格」に該当しなくなった場合においては、当該資格を取り消し当該者にその旨を通知する。

(10) 入札の辞退

申請書等の提出後、都合により入札を辞退する場合は、入札締切日時までに入札辞退届を提出すること。

(11) 本入札に係る資料の取り扱い

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 契約担当者は、入札参加資格の確認以外の用途で、提出された申請書等を使用しない。

ウ 申請書等の修正、差し替え、追加、再提出は、提出期限内に限り認める。提出期限後に、書類の記載漏れや添付漏れ等が見つかった場合は、入札参加資格無しとなり、入札に参加できない。

エ 提出期限を過ぎた場合、申請書等は受け付けない。

オ 提出された申請書等は、返却しない。

#### 4. 入札執行の場所及び日時

入札書は持参により提出すること。なお、郵送または電報による入札は認めない。

(1) 入札会場 沖縄県宜野湾市伊佐3丁目12番1号  
管理棟2階 大会議室

(2) 入札日時 令和6年3月25日(月) 11時00分 開始

#### 5. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第100条の規定により、見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、次のア、又はイの提出があった場合は、入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間で締結した入札保証保険契約の保険証券

イ 過去2箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）または本県もしくは本県以外の地方公共団体と同種、同規模の契約を2回以上締結し、これらを全て誠実に履行したことを証明する書面

なお、次の者は入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。

- (ア) 期限までに入札保証金の納付、若しくは納付に代わる上記ア、イのいずれかに係る書類の提出のない者
  - (イ) 入札保証金の金額が上記の条件に満たない場合
  - (ウ) 入札保証金等の納付等に係る書類に不備があった場合
- また、一度提出された入札保証金の納付等の変更はできないものとする。

## (2) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則（昭和 47 年沖縄県規則第 12 号）第 101 条の定めるところにより、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のア、イの提出があった場合は、契約保証金の納付を免除する。

- ア 保険会社との間で締結した履行保証保険契約の保険証券
- イ 過去 2 箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）または本県もしくは本県以外の地方公共団体と同種、同規模の契約を 2 回以上締結し、これらを全て誠実に履行したことを証明する書面

## 6. 入札書に記載する金額

入札金額については、本業務に要する一切の費用を含めた額とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするもので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 7. 入札に関する注意事項

- (1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- (2) 入札書、委任状には、業務名及び業務を実施する場所をこの公告の記載に従い記入すること。
- (3) 入札を希望しない場合には参加しないことができるので、入札辞退届を郵送または持参により提出すること。

## 8. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。

- (1) 入札参加資格者のない者が行った入札
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札
- (3) 入札者に求められる事項を履行しなかった者が行った入札
- (4) 同一人物が同一事項について行った 2 通以上の入札

- (5) 2人以上の者から委託を受けた者が行った入札
- (6) 委任状を持参しない代理人の行った入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (8) 入札書の表記金額、氏名、印章または重要な文字が誤脱し、または不明な入札
- (9) 入札条件に違反した入札
- (10) 談合その他不正の行為があった入札
- (11) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札
- (12) 入札に関する条例に違反した入札

## 9. 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内の最低価格の入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者またはくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 開札をした場合において落札者がいない場合は、再度入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行うものとする。なお、再度の入札は2回までとする。
- (4) 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

## 10. その他

- (1) 契約締結後、契約金額の変更協議を行い、契約金額を変更する場合、変更後の契約金額は、元契約金額を元設計額で除した値に変更設計額を乗じた額とする。
- (2) その他詳細については、契約書及び仕様書による。
- (3) 入札参加者は、沖縄県土木建築部競争入札心得を熟読し、これを遵守すること。
- (4) 最低制限価格は設定しない。

## 11. 本案件に関する質問・回答

- (1) 入札・契約手続きに関すること

問い合わせ先 沖縄県宜野湾市伊佐3丁目12番1号 管理棟2階  
 沖縄県土木建築部下水道事務所 庶務班 電話 098-898-5988

- (2) 上記(1)以外に関すること

ア 質問書提出先 沖縄県宜野湾市伊佐3丁目12番1号 管理棟2階  
 問い合わせ先 沖縄県土木建築部下水道事務所 管理班 (担当:吉野)  
 電話 098-898-5988 FAX 098-870-2268

イ 提出期限 令和6年3月12日(火)午後5時

- ウ 提出方法 持参
- エ 回答方法 回答日より令和6年3月25日(月)までの間、下水道事務所管理棟1階の掲示板及びホームページで公表する。ただし、質問がない場合は公表しない。

## 12. 苦情申し立て

入札参加資格が無いと認められた者は、入札参加資格が無いと認めた理由について、契約担当者に対し説明を求めることができる。

契約担当者は、説明を求められたときは、苦情申し立て期限日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。

- ア 提出期限 入札参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)とする。
- イ 提出先 沖縄県宜野湾市伊佐3丁目12番1号 管理棟2階  
沖縄県土木建築部下水道事務所 庶務班
- ウ 提出方法 書面(様式自由)を持参すること。郵送又は電送(メールやFAX)は受け付けない。